

あいちロボット産業クラスター推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、あいちロボット産業クラスター推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、产学行政が連携して、ロボットの研究開発や生産の拠点を形成し、新技術・新製品を創出していくことにより、世界に誇れるロボット産業拠点を形成することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ロボット産業の集積に係る事業の推進
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する法人又は団体、個人とする。
2 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、その承認を受けることにより会員になることができる。
3 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会申出書を事務局に提出しなければならない。
4 会費は無料とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長を置く。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
3 会長は、愛知県知事をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び委員会とし、会長が招集する。
2 総会及び委員会の議長は会長が務める。
3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名した者が議長を務める。
4 総会及び委員会は、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(総会)

第7条 総会は、会員で構成し、次の事項を行うため開催する。

- (1) 第3条に掲げる事業の協議
- (2) 会員相互の交流
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項の協議

(委員会)

第8条 委員会は、会長、委員及びオブザーバーで構成し、次の事項を検討する。

- (1) ロボットの研究開発や事業化等に関する課題
- (2) ロボット産業拠点の形成に向けた方策
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 委員及びオブザーバーは、会長がこれを委嘱する。

3 委員及びオブザーバーの任期は、3年とし重任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第9条 テーマごとに第3条の事業を実施するために、協議会にワーキンググループを設置することができる。

2 会員は、希望するワーキンググループに参加することができる。

3 ワーキンググループの設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、愛知県産業労働部産業振興課次世代産業室に置く。

(その他)

第11条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附則

- 1 協議会の設立当初の委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成26年10月30日から施行する。